

浄化槽をご使用の皆様・浄化槽を設置される皆様へ

浄化槽一括契約システム

平成22年4月からスタート

各家庭などに設置される浄化槽は、下水道等とともに生活排水を処理する重要な施設ですが、適正に維持管理が行われないと浄化槽の機能が十分に発揮されず、河川・湖沼の水質汚濁の原因となります。

このため、浄化槽法は、浄化槽の管理者（設置者）に保守点検、清掃、及び毎年1回の法定検査を義務付けております。

浄化槽一括契約システムは、管理者の義務である保守点検・清掃・法定検査が、県で定めた標準契約書により一括して契約でき、安心して任せられますので大変便利です。是非ご利用ください。

浄化槽管理者（設置者）

一括契約
(標準契約書)



法定検査
指定検査機関
(社)茨城県水質保全協会

保守点検
茨城県に登録した
保守点検業者

清掃
市町村の許可を
受けた清掃業者



新たに浄化槽を設置される皆様は、浄化槽設置届出の際にこの契約書の写しを添付する必要があります。



茨城県

浄化槽の委託契約方法が新しくなります。

浄化槽一括契約システムとは

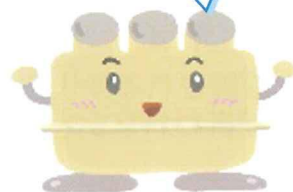
浄化槽管理者(設置者)の義務である、保守点検・清掃及び法定検査の窓口を一本化することによって、個々に依頼する煩わしさが無く、浄化槽管理者(設置者)が安心して浄化槽を使用できる大変便利なシステムです。

<浄化槽管理者(設置者)の3つの義務>



快適な生活と美しい環境を守るため
浄化槽の適正な維持管理を行いましょう

浄化槽は
日常の管理や使い方が
とっても大事なんだ



浄化槽一括契約のメリット

- 1 個々におこなっていた、保守点検・清掃・法定検査が**同時に契約**できます。
- 2 **年間の費用が明確**になり、安心して浄化槽をご使用いただけます。
- 3 **保守点検・清掃が確実に**実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な管理が行えます。
- 4 保守点検業者と清掃業者の**連携を可能**にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

お知らせ

浄化槽法の一部が改正され平成18年2月1日より施行されています。主な改正点は以下のとおりです。

- ①法定検査を受けない浄化槽管理者に対しては、勧告・命令が出されることになりました。命令に違反した場合には、30万円以下の過料に処せられます。
- ②浄化槽設置後の水質検査(7条検査)の実施時期が変わりました。使用開始後、3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に検査を実施しなければなりません。(建築確認申請又は浄化槽設置届出時に申込が必要です。)
- ③浄化槽の廃止の届出が義務化されました。廃止した日から30日以内に届け出ないと5万円以下の過料に処せられます。

浄化槽法(抜粋)

- 第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
- 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回指定検査機関(社団法人茨城県水質保全協会)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

お問い合わせ先

現在、契約されている保守点検業者、清掃業者又は下記までお問い合わせください

浄化槽全般に関すること  茨城県

- 茨城県生活環境部環境対策課 TEL.029-301-2966
- 県民センター総室(県央環境保全室) TEL.029-301-3044
- 県北県民センター(環境・保安課) TEL.0294-80-3355
- 鹿行県民センター(環境・保安課) TEL.0291-33-6057
- 県南県民センター(環境・保安課) TEL.029-822-7048
- 県西県民センター(環境・保安課) TEL.0296-24-9134

法定検査・保守点検一括契約システムに関すること

茨城県知事指定検査機関
(社)茨城県水質保全協会
水戸市三の丸3丁目11番13号
TEL.029-227-4596(経理課)・4836(検査管理室)
FAX.029-227-4822

清掃に関すること

(社)茨城県環境保全協会
水戸市元吉田町2981第一共栄ハウス2-6号室
TEL.029-227-0890
FAX.029-227-0895

◎保守点検又は清掃についてのお問い合わせ、ご相談は下記の業者までお願いします。